

笠間市子ども家庭総合支援拠点

子どもやその保護者等に寄り添って支援させていただき、身近な相談窓口です

18歳までの子ども及び妊産婦等のいる家庭の福祉に関し、相談者のニーズに合わせて、必要なサービスを紹介し関係機関と連携しながら責任をもって必要なサポートをいたします。

児童虐待についても、予防・早期発見のために、相談支援を対応していきます。

心配なことがありましたら、お気軽にご利用ください



家庭のことで悩んでいたら相談してみよう

1 子ども家庭総合相談

子育てや家庭の問題が少しでも解決し、安心して生活ができるように、子どもやその家庭、そして妊産婦に対し必要なサポートをさせていただきます。相談者のニーズに合わせて、必要な支援へのつなぎや必要な方には継続した相談を実施します。

2 家庭児童相談室

相談室に相談員を配置し、一般家庭における子育ての様々な悩みを電話や来所等により相談対応いたします（裏面）

3 ひとり親家庭に関する支援

母子父子自立支援員が中心となり、ひとり親家庭の皆さんに関わる制度（仕事・家計・生活に関する経済的支援や自立支援、相談支援）について調べ、申請までサポートさせていただきます。また、高等職業訓練促進給付金等事業として、ひとり親家庭の父母の就職に必要な資格取得のための給付金支給を行っています（※条件あり）

4 児童虐待相談対応

虐待の予防・早期発見のため、子どもの視点にたち、相談支援をさせていただきます。

5 DV相談

家族の暴力の悩みに対し、身近な相談窓口として相談支援、そして基本情報の提供を行います。

6 養育支援訪問事業

子育てに支援が必要な家庭で、一般の子育てサービスを利用することが難しい養育者に対し、適切な子育て環境を確保するために必要な訪問支援（育児・家事支援）のサービスを行います。

7 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭においてお子さんを一時的に養育することができなくなったときに、児童養護施設等でお子さんをお預かりし、養育を行う事業です。

子ども家庭総合支援拠点

【電話】 0296-77-1101（内線166）・70-5411（相談専用ダイヤル）

【受付時間】 8:30~17:15 土日・祝日・年末年始を除く

【場所】 笠間市役所 子ども福祉課 家庭子ども相談グループ（相談室）

0歳～18歳までのすべての子どもが、家庭において心身ともに健やかに育てられるよう、専門の相談員が、子ども本人・保護者・妊産婦・地域の方等からの相談に応じます。家庭・子ども・子育ての困りごと等、お気軽にご相談ください♪♪

≪ 相談日 ≫ 月～金曜 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

≪ 場 所 ≫ 笠間市役所内 子ども福祉課 相談室

≪ 電 話 ≫ 0296-70-5411 直通
電話相談、来所相談等可能です。

*事前に笠間市のホームページにて面接の予約をすることもできます。
*相談は無料です。

児童虐待の予防

あなた自身が抱えている子育てに関する悩みはありませんか。

または、身近に子育ての悩みを抱え込んだり、虐待と思われる様子がみられたりしていませんか。

子育て中は迷うことや困ることばかりで、気づけば一人で抱え込んだり、よくない方向に考えてしまいがちになります。

気になる親子の様子を見かけたら、声を掛け合い地域で支えあいましょう。

そして、本人、地域の皆さんのどんなに些細なことでも、心配なことは早めにご相談ください。

虐待の予防・早期発見が、とても重要なことなのです。

主な虐待の種類

身体的虐待

殴る・蹴る・激しく揺さぶる・やけどを負わせるなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせるなど

放置や養育の拒否(ネグレクト)

食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対し暴力をふるう(DV)など